

パブリックコメント制度(意見公募手続制度)の概要

意見公募手続制度は、国の行政機関が命令等(政令、省令など)を定めようとする際に、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的としている。その手続等は行政手続法(第6章)に定められている。

意見公募手続等

○命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案及び関連資料をあらかじめ公示し、意見提出期間等を定めて広く一般の意見を求めなければならない(第39条第1項)。

○命令等制定機関は、意見提出期間内に命令等制定機関に提出された命令等の案についての意見を十分に考慮しなければならない(第42条)。

○地方公共団体は、同手続について、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない(第46条)。

対象となる命令等

政令、府省令、処分の要件を定める告示、審査基準、処分基準、行政指導指針

※適用除外(第3条第2項及び第4条第4項、第39条第4項各号)に該当するものや「命令等」に該当しないものであっても、各行政機関の任意により、意見公募手続が行われる場合がある。

意見公募手続の流れ(国の行政機関)

